

安心おもてなしステップアップ支援事業補助金 Q & A

(令和4年4月15日時点)

■補助対象事業者

Q. 本社が市外である場合の申請はできますか？

A. 申請は本社からとなります。ただし、補助対象事業は市内の事業所で行うものを対象とします。

Q. 複数の店舗を所有している場合、申請は店舗ごとに可能ですか？

A. 申請は店舗ごとではなく、事業者（法人、個人）となりますので、複数店舗にて事業を行う場合も、申請は1回に限ります。なお、同一の個人事業主又は法人による申請は一度に限ります。

Q. 複数の業種（例：製造業とサービス業）を行う事業者の場合、人数要件はどれを採用したらよいでしょうか。

A. 主要な活動（売上が最も大きいもの）によって決定して下さい。

Q. これから開業する予定だが、対象となりますか？

A. 申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合）は対象外です。

Q. 特定非営利活動法人は補助対象者となりますか。

A. 特定非営利活動法人は下記の全てを満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

1. 法人税法上の収益事業を行っていること。（法人税確定申告書表紙および別表4提出が必須です）。
2. 認定特定非営利活動法人でないこと。
3. 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

Q. 医療法人や社会福祉法人は補助対象者となりますか？

A. とともに対象となりません。

Q. 市内の有料老人ホームや託児所などを経営する株式会社等は補助対象者となりますか？

A. 従業員数の要件などを満たし中小企業者・小規模事業者に該当すれば補助対象となります。

Q. 個人事業主から法人に変更予定だが、申請可能ですか。

A. 可能です。なお、個人事業主から法人への変更については、必要書類を届け出てください。詳細は、お問い合わせください。

Q. 令和3年度に大分市の他の補助事業で新型コロナウイルス感染症対策の取組に補助金の交付を受けた、申請は可能ですか？

A. 令和3年度に大分市の他の補助金交付を受けた事業者についても申請は可能です。

■補助対象事業

Q. 手洗機の自動水栓（センサー式、足踏式）への取替は対象になりますか。

A. 対象になります。事業番号26「その他衛生に資すると認められる事業」としてください。

Q. 既に設置・施工している事業は補助対象となりますか？

A. 対象外です。交付決定を受けてから事業に着手してください。

■補助対象経費

Q. 機器本体以外の経費も対象に含まれますか？

A. 専ら当該機器の導入に要した経費一式を対象としています。具体的には、取付工事費や配線工事費等を想定しています。既存機器の撤去や処分に係る経費は対象になりません

Q. 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A. 補助対象経費は消費税込の金額で計上してください。

Q. 「汎用性が高いもの」はどのようなものが該当しますか？

パソコンやタブレットPCなど、補助事業以外にも広く利用可能と判断されるものを想定しています。

■エントリーから交付決定までの流れについて

Q. 抽選を行う場合、いつ頃を予定していますか？

A. エントリー期間終了後に、大分市ホームページにてお知らせします。

Q. 申請は窓口のみですか？

A. 申請は窓口のみです。大分市役所9階商工労政課へお越しください。

Q. エントリー後に割り振られる申請期間の変更はできますか？

A. 申請期間を変更する際には、事前にご相談ください。ただし、変更の際には、割り振られた期間より後の期間に変更することになりますので、申請日が遅くなります。

Q. 申請後、補助金の交付決定までどれくらい期間がかかりますか？

A. 申請の受付後、書類の不備等がなければ、約1カ月の交付決定を予定しています。

Q. 申請時に添付する見積書について注意事項はありますか？

A. 有効期限内のものであり、原則として、数量や単価等の記載があり、詳細がわかるものとしてください。また、大分市内の事業者からの見積書の徴取に努めてください。市外事業者の見積書の場合、選定理由を確認させていただくことがあります。

■申請後について

Q. 交付決定後、補助金はすぐに交付されますか。

A. 交付決定後の流れは以下の通りになります。

- ①補助事業期間中に補助事業を完了させます。
- ②実績報告書を提出します。
- ③事務局にて内容の確認を順次行います。(内容の修正や書類の追加提出をお願いする場合があります。)
- ④事務局にて補助金の額を確定して通知します。
- ⑤請求書を提出していただいた後、所定の銀行口座へ補助金を振り込みます。

Q. 事業実施中に会社名／屋号、所在地等に関する情報が変わりました。この場合に必要な手続きはありますか。

A. 変更内容を証する書類の提出の必要があります。相談してください。

Q. クレジットカードで支払いをした場合も補助対象経費として認められますか。

A. クレジットカードによる支払は、補助事業実施期間中にクレジットカード決済口座からの引き落としが確認できる場合のみ認められます。(購入品の引き取りが補助事業実施期間中でも、口座からの引き落としが補助事業実施期間外であれば、認められません。)

リボ払い・分割払い等購入し、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業期間中に移転しないもの(所有権が補助事業者に帰属しないもの)は補助対象となりませんのでご注意ください。

その他、支払の証拠書類として、1. 領収書(法人の場合は宛名が法人名のもの、クレジット払いであること、金額の内訳がわかるもの)、2. カード会社発行の「カードご利用代金明細書」、3. クレジットカード決済口座の通帳の該当部分及び口座の名義がわかる部分も提出する必要があります。その他、注意事項がありますのでお問合せください。

Q. 支払い時の注意点はありますか？

A. 法定通貨でお支払いください。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用は認められません。

Q. 交付決定後、見積書を取り直したら金額が変わりました。変更の申請は必要ですか。

A. 変更の申請が必要です。ご相談ください。

■その他

Q. 前期の申請予定件数は何件ですか？

A. 200件程度を予定しています。

Q. 他の補助金の活用を検討しています。併用はできますか？

A. 本市又は国、県その他機関から他の補助等との併用はできません。